（住居の環境の悪化を防止するために必要な措置）

第十条の四の三　法第四十八条第十六項第二号の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる建築物に対応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

建築物	措置
一　令第百三十条第二項第一号に掲げる建築物	イ　敷地は、幅員九メートル以上の道路に接するものとすること。 ロ　店舗の用途に供する部分の床面積は、二百平方メートル以内とすること。 ハ　敷地内には、専ら、貨物の運送の用に供する自動車（以下この条において「貨物自動車」という。）の駐車及び貨物の積卸しの用に供する駐車施設を設けること。 ニ　排気口は、道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされるものを除く。次号ヘ及び第三号ルにおいて同じ。）に面するものとすること。ただし、排気口から当該排気口が面する隣地境界線までの水平距離が四メートル以上ある場合においては、この限りでない。 ホ　生鮮食料品の加工の用に供する場所は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ヘ　専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備は、建築物及びその敷地内に設けないこと。 ト　道路の見通しに支障を及ぼすおそれがある塀、柵その他これらに類するものは、敷地内に設けないこと。 チ　商品を陳列し、又は販売する場所は、屋外に設けないこと。 リ　ごみ置場は、屋外に設けないこと。ただし、ごみを容器に密閉し、かつ、施錠して保管する場合においては、この限りでない。 ヌ　電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機を設ける場合においては、当該室外機の騒音の大きさを国土交通大臣が定める方法により計算した値以下とすること。 ル　午後十時から午前六時までの間において営業を営む場合においては、次に掲げる措置を講じること。 (1)　隣地境界線に沿つて車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものを設けること。 (2)　店舗内には、テーブル、椅子その他の客に飲食をさせるための設備を設けること。ただし、飲食料品以外の商品のみを販売する店舗については、この限りでない。 (3)　隣地境界線上の鉛直面の内側の照度は、五ルクス以下とすること。 (4)　屋外広告物の輝度は、四百カンデラ毎平方メートル以下とすること。 (5)　屋外における照明の射光の範囲は、光源を含む鉛直面から左右それぞれ七十度までの範囲とすること。

（新設）